

平成20年度 第4回 宇都宮市社会福祉審議会高齢者福祉専門分科会 会議録

◎日 時 平成21年2月4日(水) 午後1時30分～3時00分

◎場 所 宇都宮市役所 15A会議室(15階)

◎出席者 【委員】

大森分科会長, 木村委員, 高梨委員, 江連委員, 近藤委員

大山委員, 野澤委員, 三條委員, 浜野委員, 菊地委員, 高橋委員

齋藤委員, 鯉淵委員, 千保委員, 尾崎委員, 手塚委員, 山田委員

※欠席 松本委員

【事務局】

高齢福祉課長, 高齢福祉課介護保険担当主幹,

高齢福祉課長補佐, 高齢福祉課職員

◎傍聴者 1名

◎会議経過

1 開会

2 議事

報告事項

(1)パブリックコメントについて

【事務局より説明】

分科会長： 施設整備計画を進め、待機者解消を図るとのことだが、待機者の現状はどのようになっているのか。

事務局： 本市の待機者数は、県内の統一基準に基づくと、平成20年6月の調査で、要介護2～5の方が395名。平成23年には469名に増加することを見込んでいる。平成20年6月以降の整備予定の特養・グループホームの増床と本計画における両施設の増床により、平成23年度末で488床が整備されることから、待機者の解消が図られると見込んでいる。

木村委員： 情報公開について、昨日、TV(クローズアップ現代)で、住民票を移さないで、他県の施設に入所している人が、不当な扱いを受けているとあった。本市でも、そのような実態はあるのか。生活保護者を、住民票を移さないで、他県の施設に入所させたりするのか。また、利用者を守るため、事業者の実態について、情報公開に力を入れていく必要があるのではないか。

千保委員： 介護保険制度では、「住所地特例措置」があり、保険料を支払う市と、入所施設が他の市町村の施設というのは、制度上認められている。

尾崎委員： 事業者の情報公開については、事業者は、費用をかけて、情報公開制度に対応しているが、その情報がどのように利用されているのかわからない。県の第三者評価はホ

ホームページから閲覧することができるが、ホームページだけでは見づらく、市民に利用しやすい形にする必要がある。

近藤委員： 第三者評価の実施主体は、市ではなく県だ。TVの内容は、生活保護者が他県の施設に入所している内容であった。低所得者はお金がなく、施設を選ぶことが出来ず、行ったら「姥捨て山」のような実態の施設だったという内容であった。

木村委員： TVの内容では、お風呂に1週間いれてもらえないなど、適正にサービスが行われていなかった。そのようなことがないように、行政は何か対応しているのか。適正なサービスが提供されるよう、事業者の実態把握が必要ではないか。

事務局： 事業者の実態把握については、高齢福祉課や保健福祉総務課で実地指導や監査を行い、適切な介護サービスが提供されるよう努めている。また、介護保険サービスの利用にあたっては、他市町村の人だからといった区別をすることはなく、生活保護者だから、他市の施設への入所を斡旋することはない。本市以外の人も市の施設を利用している。

木村委員： 悪質な業者の温床にならないよう、対策をとってほしい。

近藤委員： TVの内容としては、認可されていない施設に行政が斡旋していたという実態があった。

分科会長： 認可されていない施設は、介護保険請求等ができるのか。

事務局： ありえない。施設ではなく、在宅での扱いをしたのではないか。また、市が特定の施設への入所を斡旋することはない。

大山委員： いろいろな事業者があり、施設を選ぶのに、市民に情報が足りない。事業者についての情報を広く市民に、周知していく必要がある。

三條委員： 個室の設置が推進されているが、個室は費用が高く、あまり利用されておらず、費用が手軽な多床室の利用を希望する人が多い。生活保護者が、個室を利用できないと聞くと、そのような指導を行政がしているのか。

事務局： 詳細については、把握していない。

大山委員： 介護保険制度の創設前の従来型施設は、多床室と個室があり、費用が安い。制度創設後の新型施設は、ユニット型のもので個室が主流である。お金のある人も、低額な方を希望してきている。

三條委員： 個室は費用が高いので、利用について悩んでいる利用者が多いことを、市は把握してほしい。

大山委員： 国や県では、従来型から新型への転換を進めている。事業者としては、施設のあり方について、利用者が選べる多様性を要望している。

分科会長： 柔軟に対応していかなければならない問題だ。

山田委員： 地域包括支援センターにおいて、地域への周知ということが言われている。私も、講座を5月に開催する予定である。

分科会長： そういったコミュニティでの活動も大切である。

協議事項

(2)「第4期介護保険事業計画」における介護保険料の設定について

【事務局より説明】

手塚委員： 第3期と第4期の保険料が同額に設定できた理由が、国からの介護従事者処遇改善臨時特例交付金の充当によるものであることを、詳細に市民に周知する予定であるか。

事務局： 国から、市民に提示するよう指示されているので、チラシ等を作成し、周知を図っていく。

手塚委員： 第4期において施設整備が増加し、高齢者数の増加が見込まれるにもかかわらず、保険料が上昇しないのは、市民も疑問に思う。次の世代のことも考えて、保険料を設定する必要がある。市民には、なぜ、保険料の上昇を抑えられたのか、説明することが重要である。私が勤務する病院の窓口でも、市民から介護保険料についての様々な質問を受けるので、市民に分かりやすく、保険料について、伝えてほしい。

浜野委員： 第1期から第3期まで保険料は上がってきた。第3期に、介護給付と予防給付に分かれたが、効果はあったのかについて、今後検証する必要がある。

千保委員： 介護保険に関わる金額の全体の関係は。介護給付基金の充当における「必要額」とは。

事務局： 資料の図は、あくまでイメージであるため、正確な割合を示したものではない。第3期と第4期の全体の事業費を比べて、増加額は、138億円を見込んでいる。介護給付基金必要額とは、介護給付費1ヵ月程度であり、15億円を見込んでいる。

千保委員： 保険料が第3期と同じ水準で、介護サービスの提供は問題ないのか不安である。介護保険料の上昇を抑制するのに、基金の余剰分の充当だけで足りるのか。

事務局： 基金等を投入しない場合、資料にもあるよう、保険料は4,217円となる予定であったが、国からの特例交付金や、介護給付基金の活用により、試算上、第3期と保険料が同水準となったものであり、サービスの提供には問題はない。

高梨委員： 平成24年度以降、第5期の保険料についてはどうなるのか。

事務局： 現時点では、第5期の試算はできない。介護給付基金を15億円残しているので、来期を見据えていない訳ではない。第4期で、見込み通りに進めば、15億3千万円が取り崩されることになるが、サービス提供量等が見込みを下回れば、基金が再び積み上がることとなる。

木村委員： 第3期の前と後ではいくら基金が積み上がったのか。

事務局： 第3期の前は、約15億円の基金があり、第3期中に、15億円の基金が積み上がった。

大山委員： 豊かな福祉サービスを想像している市民にとっては、保険料が上がらないのは、疑問に思うのかもしれない。

千保委員： 第2号被保険者の保険料も上がらないのか。

事務局：ここに示している保険料は、65歳以上の第1号被保険者の保険料である。第2号被保険者の保険料は国が決めて、各保険者に分配する方法であり、現時点で市まで情報は来ていない。

三條委員：第5期に介護保険料が、急激に上昇しないようにしてほしい。

千保委員：保険料率の設定において、激変緩和に対応した措置をとり、新第5段階を設定することは、低所得者に配慮した対応であると思う。その対策のおかげで、恩恵を受けられる人もおり、賛同できる。

感想としては、法律の名称にもあるよう、介護の現場では、人材不足や処遇の改善などが問題となっており、今回保険料が上がれば、市民に、介護の現場での問題を認識させる良い機会になったのではないかと思う。今回保険料が上がらないことは、現状を知ってもらい良い機会を失ったことになるので、その点は残念に思う。

近藤委員：ケアマネの事業所では倒産寸前の事業者が多くある。現状を、もう少し、しっかりと把握し、事業者や従事者への補助などを考えてもらいたい。

江連委員：介護保険料を上げなくても、ケアマネの安定ができればいい。

尾崎委員：現在の介護従事者の給料は、生活できる水準でないため、人材が集まってこない。せめて、従事者が、生活できる水準にまで上げてほしい。ある国会議員は、介護職を半分ボランティアであるといっていた。

分科会長：そのように、従事者の給料が抑えられてしまう原因は何だと考えるのか？

尾崎委員：介護報酬が少なすぎる。国の基準が低すぎる。

近藤委員：今回の改定でも、介護報酬3%上昇というが、加算が付いただけである。加算を取ろうとすると、余計に費用がかかってしまうものもある。

分科会長：それでは、どのような対応が必要だと考えるのか？

大山委員：事業者の採算が取れるよう、市独自の加算等の設定を検討してほしい。

事務局：介護保険料を上げたとしても、制度上、市が独自に介護報酬の加算等を設定することはできない。

大山委員：国に、この声を伝えるよう努めてほしい。

分科会長：介護従事者の問題は、全国的な問題だ。こういった議論された内容を国に届けることが必要である。

千保委員：国が国家資格として、専門職を認めているのに、国会議員が介護の仕事は、ボランティア半分であるといった発言は理解できない。仕事として、しっかり報酬面においても、評価すべきである。

保険料については、介護の認定率が約15%と、大半の高齢者は、介護サービスを利用していないので、保険料の据え置きは、悪いことではない。しかし、介護従事者の問題は大きな問題であるので、次期の介護保険料の設定において、充分検討していただきたい。

高梨委員：他の自治体でも、同じようなことが議論されていると思う。この声を国に届けていかな

ければならない。

分科会長：他に意見はあるか。なければ、介護保険料については、分科会として、了承するものとする。

3 その他

事務局：次回分科会の開催予定は、3月3日（火曜日）、13時半より、本日の会議室と同じ15A会議室にて開催予定である。2月18日（水曜日）までに出席の可否について連絡をお願いする。

また、次回分科会の協議事項は、提言書についてである。分科会終了後に、社会福祉審議会から市長への「提言書の手交」を予定しているので、事務局から早めに資料を送付し、事前に意見の方を頂きたいと考えている。

4 閉会